

建設リサイクル法

「建設リサイクル法の届出について」

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）とは…

・ 目的（法第1条）

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

・ 建設リサイクル法で定められている義務

- 1 特定建設資材を用いた建築物等の解体工事等又はその施工に**特定建設資材**を使用する新築工事等で一定の規模以上のもの（対象建設工事）について、施工方法に関する一定の技術基準に従い分別解体等を実施。
- 2 分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行う（再資源化が困難な場合には縮減）。

特定建設資材・対象建設工事とは？ 

- **特定建設資材**とは…

コンクリート
コンクリート及び鉄から成る建設資材
木材
アスファルト・コンクリート

- **対象建設工事**とは…

建築物の解体工事	床面積の合計80㎡以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計500㎡以上
建築物の修繕等	請負代金 1億円以上
土木工事等	請負代金 500万円以上

- **対象建設工事の発注者（法第10条）**は…

工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、都道府県知事（京都市内の工事の場合は、京都市長）に届け出なければならない。

**令和3年4月1日から、
分別解体等の計画等（別表）の様式が変更されました！**

変更箇所は？ ➡

別表1 (A4) 建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数__年、棟数__棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約__m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約__m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()		
	残存物品	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無		
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無		
	他法令関係	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無	
		フロン(フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無	
その他				

別表に「石綿」「フロン」の有無を記載する欄が追加されています。

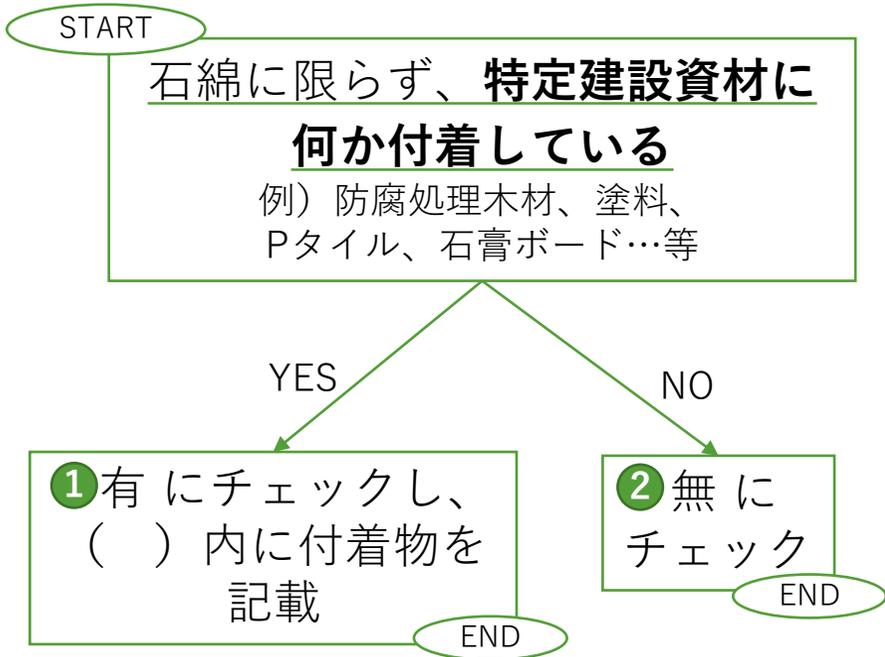
※ 別表2は修繕・模様替工事のみ。
別表3は「フロン」無し、「石綿」は解体・維持修繕工事の場合に記載。

「石綿」には「特定建設資材への付着」も記載します。

これまでの「特定建設資材への付着物」と石綿の「特定建設資材への付着」の違いは？記載方法は？ →

特定建設資材への付着物 有 ()
無

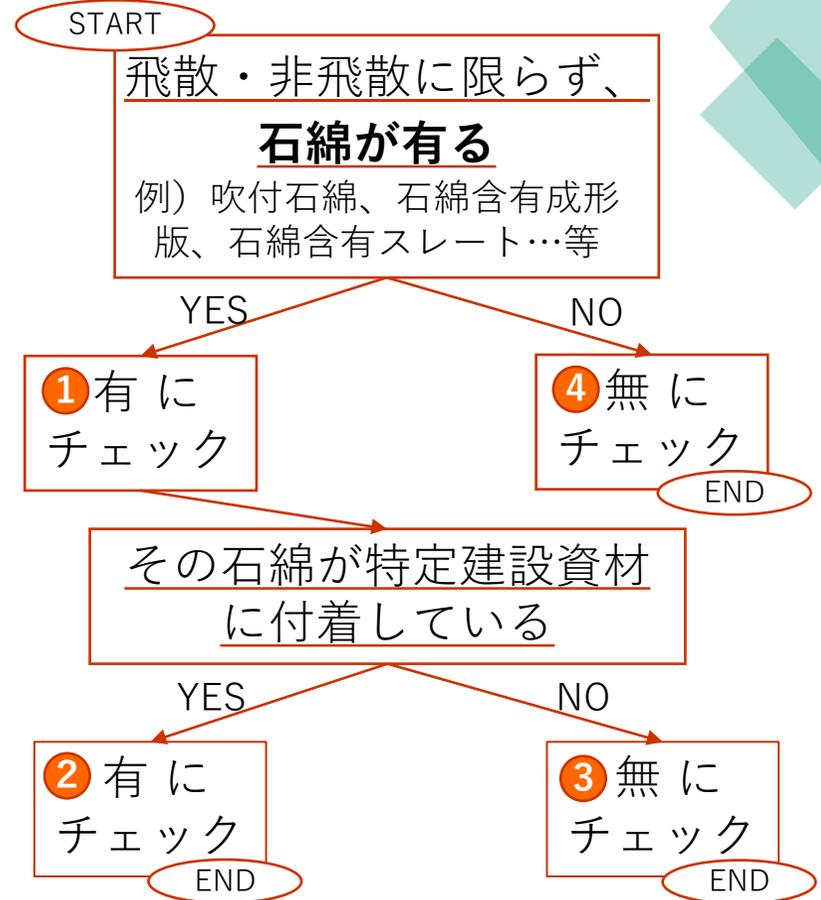
「特定建設資材への付着物」



他法令関係 石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) 有 無

特定建設資材への付着物 有 無

「石綿」



京都市では、建設リサイクル法の届出の 電子申請による受付を開始しています！

- ・ 24時間365日、自宅・会社から手続可能！
- ・ 電子申請をする際に必要なものは次の3つ！
 - ① パソコン
 - ② エクセルデータを編集することができるソフト
 - ③ PDFデータを作成することができるスキャナー又はソフト
- ・ 電子申請を行うサイトは、**京都府・市町村共同電子申請システム**！
- ・ ただし、**本電子申請は京都市内の届出対象工事のみ可能。**
- ・ 申請の方法は、京都市情報館HPから「**建設リサイクル 電子申請**」を検索！



ご視聴ありがとうございました。